

即位礼正殿の儀の次第概要等について（案）

令和元年6月 日
 天皇陛下の御退位及び
 皇太子殿下の御即位に伴う
 式典委員会決定

即位礼正殿の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

1 次第概要

儀式の次第概要は、別紙1のとおりとする。

2 参列者推薦基準

儀式の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。

3 内閣総理大臣の所作

内閣総理大臣は、正殿内において、よごと寿詞を述べ、万歳を三唱する。

4 式場の設え等

(1) 正殿内の設え

正殿松の間に高御座及び御帳台を置く。

(2) 威儀の者等の配置

宮殿中庭に、威儀の者、威儀物捧持者、司鉦司鼓、鉦鼓の係員及び衛門を配置する。

(3) 宮殿の装飾

宮殿は、繡帽額、萬歳旛、日像纛旛、月像纛旛、菊花章大錦旛、菊花章中錦旛、菊花章小錦旛、鉦、鼓及び梓で装飾し、威儀物捧持者が太刀、弓、胡籥、梓及び楯を捧持する。

5 服装

(1) 天皇陛下

御束帯（黄櫨染御袍）

(2) 皇后陛下

御五衣、御唐衣、御裳

(3) 皇嗣殿下

束帯（黄丹袍、帯剣）

- (4) 皇嗣妃殿下
五衣、唐衣、裳
- (5) 皇族殿下（男子）
束帯（帯剣）
- (6) 皇族各殿下（女子）
五衣、唐衣、裳
- (7) 宮内庁長官、侍従長等
束帯
- (8) 女官長等
五衣、唐衣、裳
- (9) 威儀の者、衛門
束帯（帯剣、弓）
- (10) 威儀物捧持者、司鉦司鼓等
束帯
- (11) 参列者
男子 燕尾服、モーニングコート、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの
女子 ロングドレス、デイドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの
勲章着用

6 その他

儀式の細目は、内閣総理大臣が定める。

別紙 1

即位礼正殿の儀次第概要

天皇陛下が正殿松の間にお出まし

〔 侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を捧持 〕

天皇陛下が高御座にお昇り

〔 侍従が剣、璽、国璽及び御璽を高御座の案上に奉安 〕

皇后陛下が正殿松の間にお出まし

皇后陛下が御帳台にお昇り

参列者敬礼

天皇陛下のおことば

寿詞（内閣総理大臣）

万歳三唱

天皇陛下が御退出

〔 侍従がそれぞれ剣、璽、国璽及び御璽を捧持 〕

皇后陛下が御退出

〔 儀式は、午後 1 時（天皇陛下が正殿松の間にお出まし）に始まり、おおむね午後 1 時 3 0 分（皇后陛下が御退出）に終わる。（予定） 〕

別紙2

即位礼正殿の儀参列者推薦基準

1 皇室関係

2 立法機関

- (1) 衆・参両院議長、副議長各夫妻
- (2) 国会議員（衆・参両院議長、副議長、内閣総理大臣、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官を除く。）
- (3) 国会事務局（国立国会図書館を含む。）の職員で参列するにふさわしい者

3 行政機関

- (1) 内閣総理大臣、副総理各夫妻
- (2) 国务大臣
- (3) 内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官、内閣法制局長官
- (4) 内閣危機管理監、内閣情報通信政策監、国家安全保障局長、個人情報保護委員会委員長、公害等調整委員会委員長、運輸安全委員会委員長、内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官、内閣総理大臣補佐官、内閣法制次長、事務次官、会計検査院事務総長、人事院事務総長、警察庁長官、金融庁長官、消費者庁長官、統合幕僚長
- (5) 会計検査院長、検査官、人事院総裁、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長
- (6) その他の職員で参列するにふさわしい者

4 司法機関

- (1) 最高裁判所長官、最高裁判所判事（長官代行）各夫妻
- (2) 最高裁判所判事
- (3) 高等裁判所長官
- (4) その他の職員で参列するにふさわしい者

5 元三権の長

元内閣総理大臣、元衆・参両院議長、元最高裁判所長官各夫妻

6 地方公共団体

- (1) 都道府県知事、同議会議長
- (2) 政令指定都市の市長、同議会議長
- (3) 市長の代表（2）、同議会議長の代表（2）
- (4) 町村長の代表（2）同議会議長の代表（2）

7 外交関係

外国元首・祝賀使節等夫妻、駐日外国大使等

8 各界代表

次の各号の一に該当する者

(1) 各界において代表的立場にある者

(2) (1)以外の者でふさわしい者、例えば、次に掲げるところに該当する者

(ア) 文化勲章その他の勲章受章者、褒章受章者、文化功労者

(イ) 研究等で顕著な業績を挙げた者

(ウ) 技術、技能、芸術、文化、スポーツ等の各分野で顕著な業績を挙げた者

(エ) 産業、経済等の各分野で顕著な業績を挙げた者

(オ) 社会教育、社会福祉あるいは更生関係の各分野で貢献のあった者

(カ) 青少年を代表するにふさわしい者

(キ) 国際親善の増進等に貢献のあった者

(ク) 海外日系人を代表するにふさわしい者

9 報道関係

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、外国報道関係等各代表